

通所介護(移行型)(介護予防通所介護相当)

【事業者指定】

1	サービス提供の目的	入浴・食事の提供やその介護、機能訓練等のサービスを提供することにより、介護予防・閉じこもり予防につなげ、自立した日常生活を目指す
2	サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能向上のための機能訓練 (例) 身体機能向上、生活機能向上のためのトレーニング
3	想定される対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要な者</li> <li>・「多様なサービス」の利用が難しい者</li> <li>・集中的な生活機能の向上のトレーニングにより改善・維持が見込まれる者</li> </ul>
4	利用回数	週1～2回
5	利用時間	—
6	単価等	事業対象者・要支援1 (1月につき1,672単位×10円=16,720円) 要支援2 (1月につき3,428単位×10円=34,280円) ※ その他日割、加算等あり
7	利用者負担	介護給付の利用者負担割合 (1割。一定以上所得の利用者には2割)
8	併用できるサービス	訪問型サービス、通所型サービスB
9	サービス費用の請求方法	毎月、国保連に請求
10	限度額管理	限度額管理の対象(国保連で管理) 事業対象者・要支援1: 5,032単位×10円=50,320円 要支援2: 10,531単位×10円=105,310円
11	サービス提供者	介護予防通所介護事業者の従事者
12	指定基準	現行の基準と同様 ○人員 管理者: 常勤・専従1以上 生活相談員: 専従1以上 看護職員: 専従1以上 介護職員: 利用者15人までは専従1以上 利用者が15人を超えた場合、利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) 機能訓練指導員: 1以上 (支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能) ○設備 食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) 静養室・相談室・事務室 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品 ○運営 個別サービス計画の作成 運営規程等の説明・同意 提供拒否の禁止 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 秘密保持等、事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供等
13	備考	※食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担)